

議案第 4 号

和泉郷土資料館設置条例案

令和 3 年 1 月 2 6 日提出

大野市教育委員会  
教育長 久保俊岳

提案理由

和泉郷土資料館を教育委員会から市長部局に所管替えするため

## 和泉郷土資料館設置条例

### (設置)

第1条 郷土の文化遺産を継承し、市民文化の創造及び発展に寄与するため、和泉郷土資料館（以下「施設」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和泉郷土資料館
- (2) 位置 大野市朝日第25号7番地

### (業務)

第3条 施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の公開及び保存管理に関すること。
- (2) 歴史等に関する資料の展示及び保管に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達するために必要な業務に関すること。

### (職員)

第4条 施設に館長その他必要な職員を置く。

### (入館の許可)

第5条 施設に入館しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設及び資料（以下「施設等」という。）の管理上必要な条件を付することができる。

### (入館の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の入館を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。

### (入館の権利の譲渡等の禁止)

第7条 入館の許可を受けたもの（以下「入館者」という。）は、その権利を他人

に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の許可の取消し等)

第8条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入館に係る許可の条件を変更し、若しくは入館を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 入館の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって入館者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(入館料)

第9条 施設の入館料の額は、別表のとおりとする。

2 施設に入館しようとするものは、施設の入館の許可を受けたとき、前項の入館料を前納しなければならない。

(入館料の減免)

第10条 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の不還付)

第11条 既納の入館料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、市長が入館の許可を取り消したとき。
- (2) 入館者の責めに帰することができない理由により、施設に入館することができないとき。

(損害賠償の義務)

第12条 入館者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める入館料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に、改正前の大野市博物館設置条例（平成17年条例第60号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第9条関係）

（単位：円）

区分	大人	小人
個人	300	無料
団体	150	
身体障害者手帳等所持者	150	
年間	1,000	

備考

- 1 小人は、中学生以下とする。
- 2 団体は、30人以上とする。
- 3 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 4 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。
- 5 身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。
- 6 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。